

令和2年度第2回知多市空家等対策協議会 議事要旨

1. 開催概要

(1) 日時等

2021年2月17日(水) 14:00~14:40 知多市役所 3階協議会室

(2) 委員名簿

氏名	所属・役職	備考
児玉 善郎	日本福祉大学 学長	
野田 悟	愛知県建築士事務所協会 知多支部	
安島 千暁	愛知県司法書士会	
竹内 栄道	愛知県宅地建物取引業協会 知多支部	
日紫喜 智子	知多市民生委員・児童委員連絡協議会	
石井 秀典	知多市コミュニティ連絡協議会	
宮島 壽男	市長	代理出席：長谷川勝春副市長

(3) 議題(質疑等は「2. 質疑」に示す。)

1 知多市特定空家等認定基準(案)について

- ・事務局から資料1-1、1-2に基づいて、知多市特定空家等認定基準(案)について説明。

2 空家等対策事業の実施状況について

- ・事務局から資料2-1、2-2に基づいて、空家等対策事業の実施状況について説明。

(4) その他(質疑等はなし)

- ・事務局から各委員に、任期のお知らせと、次回知多市空家等対策協議会を令和3年7月頃に開催予定である旨を連絡。

2. 質疑

(1) 知多市特定空家等認定基準(案)について

委員	・社会通念上許容される範囲について、許容範囲を超えている状態か否かの判断はどのような基準で考えるのか。
会長	・一律な基準とはできないが事務局で判断した資料を基に、協議会で話し合うことになる。協議会の意見を基に最終的には市が判断について決定する。
委員	・耐震の基準とも共通の考え方があり、良い基準と思う。建物だけではなく周辺への影響を考慮した判断となっている点も、良いと思う。

(2 空家等対策事業の実施状況について)

委員	・除却補助制度について、個人だけではなく法人や NPO 等も対象にするか。
事務局	・老朽空家等の所有者等であれば法人等も対象とする予定。
委員	・除却補助制度について、基本は所有者等が申請する認識でよいか。
事務局	・そのように想定している。
委員	・空家等に関する相談窓口について、所有者等以外でも相談してよいのか。また、今後不動産の窓口も検討しているが、同様の扱いなのか。
事務局	・相談は都市計画課が窓口となり、所有者等以外でも相談することができる。売買や賃貸などの相談については専門家に繋ぐことができる体制を検討していきたい。
会長	・令和3年度における老朽空家等に関する調査について、計画策定時の調査で把握した空家等だけではなく、相談された空家等についても調査し、新規の空家等の把握に努めてほしい。
委員	・無接道地の空家等は、解体したくても近隣住民の協力が得られないとできない場合もあるが取り扱いは想定しているか。
事務局	・行政が間に入り積極的に近隣に話をするのは難しいが、相談の中で所有者等と連絡ができれば、伝えることはできると思われる。
会長	・全国的にも無接道地の空家は売却や建替えができず難しいとされている。接道条件のある隣地所有者が買い上げる等により一体的に活用すれば、解決することができる。

以上